



| | |
|------------------|---|
| Title | 韓国競争法における域外適用の近年の動向 |
| Author(s) | 申, 鉉允; 池 (炫周), 直美//訳 |
| Description | 特集 : 国際金融危機と東アジア経済法の現状 |
| Citation | 新世代法政策学研究, 8, 151-174 |
| Issue Date | 2010-11 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/44562 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | HJNGLP008_009.pdf |



韓国競争法における域外適用の近年の動向

申 鉉 允
池(炫周)直美 (訳)

I. 概要

今日の世界経済は、特に1995年1月のWTO体制成立以降、めまぐるしい速度で開放経済体制に転換し、多くの企業の経済活動がグローバル化している。このような現象に伴い、国境を超える巨大企業間の合併、国際カルテル、多国籍企業の市場支配的地位の濫用などから国内市場の競争秩序を保護するため、競争法の域外適用の問題が今日における競争法の重要な課題として浮上している¹。

韓国の場合、過去において競争法の域外適用に関する明文規定や判例がなかったため、公正取引法の域外適用が認められるかということに関しては、解釈上多くの論議が提起された。競争当局または公正取引委員会は、外国事業者を審判に付することに対する手続的な負担から競争法の域外適用に消極的であった。しかし、韓国の企業が、外国の競争当局により域外適用を受ける例が次第に増加していき²、国際カルテルや外国事業者間

¹ 現在自国の競争法の域外適用を用いている国は、米国、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本等であり、この中でも米国とEUは積極的に域外適用を行っている。

² この10年間韓国の企業は、国際カルテルに連累され、外国では思い制裁を受けてきた。米国では、半導体、航空貨物、LCD、談合など約12億3967万ドルの罰金の賦課を受け、EUでは、核酸調味料、海上運賃談合等で約2226万ユーロの罰金の賦課を受けた。最近では(2009年10月7日)、日本公正取引委員会からテレビのブラウン

の合併等、国外で起こった外国事業者の行為により国内市場の競争秩序が阻害され、また消費者が被害を受ける事例が見られたので、公正取引委員会は、外国事業者に対する競争法の域外適用の方針を確定し、外国事業者に対する域外適用の根拠をまず行政立法という形で確立したのである。すなわち、外国事業者の韓国公正取引法違反に対する効率的調査・処理のため2000年10月に「外国事業者の公正取引法違反行為に対する調査及び処理指針³」を制定し、もう一方では2003年7月に「外国事業者間の合併に対する基準と審査指針」を制定し、外国で起きた外国事業者間の結合であっても、国内市場で一定額以上の売り上げがある場合は、これを公正取引委員会に申告するように定めている。加えて、2004年12月には、第11回目の公正取引法改正が行われ、国際社会の現実を反映し、外国事業者の競争制限行為から国内市場の競争秩序を保護するため、内部指針ではなく法律という形で域外適用に関する実定法的根拠を整備した（同法第2条の2）。また、域外適用の手続的管轄権問題と関連して、外国事業者に対する文書送達規定（同法第53条の3）と法執行の実効性を高めるため外国の競争当局との国際協力に関する規制を新設し（同法第36条の2）、国家間または外国の競争当局間の競争法の執行協力のための協定を締結しているところである。加えて、公正取引委員会は、2002年4月と2003年4月に審決を下したグラフィート電極カルテル事件、ビタミンカルテル事件において外国事業者には是正命令と一緒に課徴金を賦課し、最近ではコピー用紙カルテル事件（2009年1月）、マリンホースカルテル事件（2009年5月）において競争法の域外適用を再確認した。

以下では、韓国における外国事業者に対する域外適用の法律的根拠と具体的な事例を検討し、域外適用に関する問題点と方向性について言及することにする。

管製造する三星 SDI, LG ディスプレイ等の5つの企業に対して東南アジア地域における子事業者間価格談合行為として合計33億円の課徴金の賦課を受けた。

³ 拙稿、「韓国競争法の域外適用」『北大法学論集』第53巻3号（2002）を参照。

II. 韓国公正取引法の域外適用の関連規定

1. 実体規定

韓国公正取引法は、今日世界的な趨勢にある立法管轄権に関する「効果理論（effect doctrine）」をそのまま反映し「国外で行われる行為であっても国内市場に影響を及ぼす場合は、域外適用を行う」と明文で規定している（同法第2条の2）。

2. 手続的規定

イ. 文書送達

外国事業者に対する立法管轄権が認められても、公正取引委員会の調査の実施や会議開催の通知、議決書の送達等と同じ公正取引法上の手続を行うためには、外国事業者に対する文書送達は不可避である⁴。文書送達に関して、公正取引法は、原則的に行政手続法第14条ないし第16条を準用している（同法第53条の3第1項）。また、国外に住所・営業所または事務所を置いている事業者または事業者団体に対しては、国内に代理人を指定させ、同代理人に送達するようになっている（同法第53条の3第2項）。しかし、外国事業者または事業者団体が国内の代理人を指定しない場合、一般的なケースと同じく郵便送達を行い、もしそれが不可能な場合は公示送達をする（同法、第53条の3第3項）。

参考までに記しておくが、韓国行政手続法第14条では、送達は郵便・交付または情報通信網利用等の方法によると定め、送達を受け取る者は、送達を受け取る電子郵便住所等を指定しなければならない（第3項）。送達を受け取る者の住所等は、通常の方法で確認できない場合または送達が不可能な場合、送達を受け取る者がわかりやすいように官報・公報・掲示板・日刊新聞の一つ以上に公告し、インターネットでも公告をする（第4項）。また、第16条では、外国に居住または滞留している者に対して期間ないし

⁴ 許宣、「国際カルテルに対する公正取引法の域外適用の経験と論理」『競争法研究』第9巻（2003）、233頁。（韓国語）

期限の特例を認めて、行政庁にその郵便や通信に要する日数を勘案して定めることとなっている（第2項）。

しかし、外国に所在している外国事業者に対する文書の送達が単純な事実の通知にとどまらず出頭命令や金銭支給義務等が発生する場合は、厳然な行政・司法作用の一環として行われるため相手国の政府の協力が無い限りは主権侵害の素地をいまだ残している。

ロ．調査と法執行

公正取引法の域外適用は、外国事業者に対する調査を前提にしているため国外にある証拠資料の確保と法執行過程に関しては不可避免的に外国事業者と外国競争当局との摩擦が発生する場合がある。したがって、このような摩擦を防止し、法執行過程において実質的な協力を得るため外国競争当局との両者協力協定を含む実質的な協立法案を模索しなければならない。

公正取引法は、第36条の2で外国競争当局との協力締結、法執行の共助等、国際協力関連規定を定めている。すなわち、政府は、大韓民国の法律ないし利益に反しない範囲で外国政府とこの法の執行のための協定を締結するかもしくは締結した協力に従って外国政府の法執行を支援できるようにしている（第1項、第2項）。また、公正取引委員会は、このような国際協定が締結されていない場合でも外国政府の法執行要請時には、同一または類似した事項に関して大韓民国の支援要請に応じる要請国の保証がある場合に支援することとなっている（第3項）。

ハ．外国競争当局との協力協定

一方、公正取引法の域外適用のためには、外国当局と執行力保障のための手段を確保することが鍵となるため、自由貿易協定（FTA）上の競争部門条項に競争法の域外適用に別の執行力保障⁵を明示する事項を挿入するか、執行力保障のための両者間の協力協定を締結する方法もある。

現在、自由貿易協定で競争が独立した章（chapter）として編制されたも

⁵ ここで執行力というのは、訴訟または裁判のための域外への文書の送達、事件の実態を把握するための証拠調査、裁判結果の実質的思考のことを意味する。

のは、韓国チリ間 FTA（2003年）、韓国シンガポール間 FTA（2005年）があり、両者協力協定（約定）を締結した韓国オーストラリア間協力協定（2002年）、韓国メキシコ間協力協定（2004年）、韓国カナダ間協力協定（2006年）、そして韓国 EU 間協力協定（2009年）の4件がある。特に、2009年5月23日締結した韓国 EU 間協力協定（韓国—EU 反競争的行為に関する協力協定）は、①相手国の重要な利益に影響を及ぼす法執行活動に対する通報、②競争法執行活動における相互協力、消極的礼讓、積極的礼讓、③両競争当局間の定期的な協議会開催等、両者協力のための実質的かつ具体的な内容が含まれ⁶、政府機関間の協定ではなく最初の国家間協定という点においても意味がある。

一方で、2007年4月2日妥結され国会の批准を前に物議をかもしだしている韓国アメリカ間の自由貿易協定（FTA）は、第16章に競争に関する章を設けている⁷。特に第16.1条第7項では、競争法執行及び協力と関連して「両当事国は、効果的な競争法執行を促進するため、各当事国において当局間の協力及び調整が重要であると認定する。したがって、両当事国は、相互支援・通報・協議及び情報交換を含む執行政策と関連し、また各当事

⁶ http://www.ftc.go.kr/news/report/reportView.jsp?report_data_no=3586 より具体的な内容は、①相手国の利益に影響を及ぼす執行活動通報（通報、第2条）：各当事国の競争当局が他の当事国の重要な利益に影響を及ぼすことがあると認定する自己の執行活動を他の当事国の競争当局に通報する。②法執行活動の際、相手の利益を慎重に考慮し（消極的礼讓、第5条）：各競争当局は、執行活動の開始に関する決定、執行活動の範囲、各ケースに処する制裁及び是正措置の本質を含んだ執行活動のすべての段階において他方の当事者の重要な利益に対して新庄を考慮する。③相手国に競争制限行為が自国に否定的な影響を及ぼす場合、相手国に執行活動を要請（積極的礼讓、第6条）：競争当局は、他の当事国の領域内において行った反競争的行為が自国の重要な利益に悪影響を及ぼすと判断される場合には、他の当事国の競争当局に適切な執行活動を開始するよう要請できる。④定期的な協議会を開催（協議、第8条）：両競争当局は、競争法関連の最近の執行努力及び重点事項に対する情報交換等のため少なくとも年1回協議会を開催する。

⁷ 韓国アメリカ間の自由貿易協定（FTA）の競争に関する章（第16章）は9カ条で構成されている。①競争法と反競争的営業行為（第16.1条）、②指定独占（第16.2条）、③公企業（第16.3条）、④価格差別（第16.4条）、⑤透明性（第16.5条）、⑥国境間消費者保護（第16.6条）、⑦協議（第16.7条）、⑧紛争解決（第16.8条）、⑨定義（第16.9条）。

国の競争法執行において協力する」と規定している⁸。これを具体的に実行するためには韓米間の競争法の執行協力に関する両者の協定の締結が必要である⁹。

Ⅲ. 国際カルテルの域外適用

1. 主要事例

イ. グラファイト電極国際カルテル事件¹⁰

(1) 事実関係

古い鉄鋼の溶解作業に使用される物質であるグラファイト電極を生産する米国、ドイツ、そして日本の6社の製造業者（UCAR International, SGL Carbon, SEC, Tokai Carbon, Showa Denko, Nippon Carbon）は、1992年5月から1998年2月までロンドン、東京等の外国で数回会合し韓国を含む全世界市場を対象にグラファイト電極の販売価格及び市場分割に対する合意をし、それを実行した。この国際カルテルによって、同期間中の全世界の市場におけるグラファイト電極価格が50%以上も引き上げられ、韓国に対する販売価格も1992年1トンあたり2255ドルから1997年1トンあたり3356ドルと約50%も引き上げられた。韓国の電気炉事業者は約1億3900万ドルの被害を被ったと推算され、韓国の主力産業でもある鉄鋼を多く使用する造船および自動車等も大きな影響を受けた。

6社の製造業者は、彼らの何れかが所在する国でその製造業者が価格を

⁸ これ以外にも、被審人と公正取引委員会が是正案に合意し、事件を終結させる制度である同意命令制の導入、聴聞過程において被審人の陳述及び証拠提出権、相手方の証拠に対する反論権、証人等に対する交差質問権保障なども規定されている。

⁹ これに関しては、朴政九「韓米自由貿易協定（FTA）と競争政策国際化の関連性に関する検討」『商事判例研究』第22集第3巻（2009）273頁を参照。

¹⁰ この件は、カルテルと関連してアメリカ法務部、カナダ法務部、そしてEU執行委員会が関連企業たちのカルテル事実を認定し、各罰金を賦課した。日本公正取引委員会は、1999年3月に証拠不十分または相当な嫌疑が濃厚であっても過去の違反行為であるという理由で自国4社に対してだけ警告措置を取った。

上げた場合には、他の製造業者もこれに倣って価格を上げると合意し、彼らの何れかも所在しない国では、具体的な販売価格を合意した¹¹。また、合意された価格から割引をしないこと（No Rebate, No Discount）にも合意し、新規参入を妨害するために、カルテル参加事業者以外に、特定のグラファイト電極製造技術を供与することを制限する合意した。この国際カルテル事件の特徴は、グラファイト電極の販売業者である日本の三菱商事がこの国際カルテルを教唆・幫助し、カルテル結成と維持が容易にできたことである¹²。

(2) 処理結果

韓国公正取引委員会は、2002年4月グラファイト電極国際カルテルに参加した6つの製造業者に対して是正命令と一緒に約112億ウォンの課徴金（異議申請で88億1200万ウォンに減額）を賦課した¹³。これが最初の域外適用の事例であり、その根拠を公正取引委員会は「外国法実行が国内でも行われ、国内市場に影響を及ぼす場合に公正取引委員会は、これら事業者に対して管轄権を行使できる」と発表した。

公正取引委員会の是正命令及び課徴金賦課に対して昭和電工はすぐに行政訴訟の準備をし、他の5つの事業者は公正取引委員会に異議申請をした。異議申請の手続きでは、日本カーボンに対する課徴金は軽減されたが、他の事業者の異議申請はすべて棄却された。一方、調査過程では、積極的に協力して課徴金の大幅な減免を受けたUCAR Internationalと異議申請手続きで課徴金の減免を受けた日本カーボンは、行政訴訟を放棄したが、他の事業者は、ソウル高等法院に行政訴訟を提起した。

ソウル高等法院は、2003年8月の判決^{14 15}で「国外において国外事業者

¹¹ 1992年には、1トン当たり2200ドル、2500ドル、2700ドルといった具合に順次に合意をし、1993年には3000ドル、1995年には3300ドルと合意した。

¹² しかし当時韓国公正取引法では、共同行為の行為者だけを処罰でき、共同行為の教唆・幫助者を処罰する根拠がなかったために処罰できなかったが、これを契機に教唆・幫助者に対する根拠規定を定めた。

¹³ 公正取引委員会全委員会決議、第2002-077号（2002年4月4日）。

¹⁴ ソウル高等法院、2003年8月26日宣告 2002ヌ14647

が行った公正取引法違反行為に対して、その行為が大韓民国の市場に影響を及ぼす程度の範囲内で大韓民国の公正取引法を適用することができる」とし、外国事業者の外国での競争制限行為に対して効果理論に基づき、はじめて域外適用を肯定し、外国事業者が提起した上記是正措置等の取消請求を棄却した。大法院も、2006年3月23日に上告棄却判決を下した¹⁶。

ロ. ビタミン国際カルテル事件

(1) 事実関係

ビタミンなどを製造・販売するスイス、日本、ドイツ、フランス、オランダの6つのビタミン製造業者（F. Hoffmann-La Roche, BASF, Aventis, Eisai, Daiichi Pharmaceutical, Solvay Pharmaceuticals）は、1989年9月から1998年2月まで間に上述の事業者が製造したビタミンA, E, B5, D3, Beta Carotene を販売するのにあたって、ビタミン製品別に継続的な会合を重ね全世界市場に対する販売量ないし市場占有率（Quotas）を割り当て、販売価格を合意した。

これらの事業者は、各地域に対する市場占有率を国別に細分化し、各国別市場占有率の合計が合意した各地域別市場占有率と一致するようにし、1990年の市場規模を予想して各社別の市場占有率により世界・地域別・国別の販売量を割り当てた。また、合意した市場占有率を守るために、割り当てた地域別及び国別の各社の販売量と実際の販売量を比較した資料を月別で共有していた。共同行為を行っている間、彼らは定期的な会合を行ったが、定期的な会合は徐々に発展し4種の重層的構造¹⁷になっていた。

¹⁵ ソウル高等法院、2004年8月19日宣告 2002ヌ6110判決、2002ヌ6127

¹⁶ 大法院、2006年3月24日宣告 2004ヌ11275判決、2003ドゥ11124

¹⁷ 代表者級会合（Top Level）は、各社のビタミン事業部門代表らで構成されており（時にはビタミン営業担当役員級も含まれた）、彼らの役割は高位級の次元での後援、全般的戦略の設定、合意事項の継続的遵守を保障することであった。営業担当役員級会合（Heads of Marketing）は、カルテルの実質的運用に関する決定及販売量割当（“Budgets”）を最終化する役割を担っており、1年に2～3回開催された。販売担当支配人級会合（Global Product Marketing Level）は、ビタミンA、Eの国際営業担当支配人（Manager）らで構成され、販売量割当システムの履行を監視する役割を果たし、毎分ごとに開催された。地域別販売担当責任者級会合（Regional Product

Marketing Level）は、各地域支配人（Regional Management）と各地域に対する販売責任者（Heads of Marketing）らで構成され、個別需要者に対する販売価格策定に関する論議、各地域別Budget対比販売実績監視（必要な場合は調整も）、彼らの地域内の関連市場状況把握、上位層で合意された価格引上を実行する役割を担当しており、毎分ごとに開催された。一方、アジア地域販売担当責任者級会合（Regional Product Marketing Level）も、定期的に開催された。

ひいては、一事業者の割当数量以上に販売した場合、同事業者は他の事業者者に割り当てられた販売量を達成できるように販売量を減らし、かなり数量を超過して販売している事業者は、年度末に他の事業者のビタミンを購入しなければならなかった。彼らは、「数量よりは価格（Price Before Volume）」という原則を共同行為の基本原則として採択し、特定の価格水準についても論議した。トップレベル級の会合では、販売価格の引き上げの賛否、時期および引き上げの程度が議論され、最終決定は主に各年度の下半期に行われ、その価格引き上げの適用時期はその翌年4月1日とされた。また、ある被審人が先行して貿易ジャーナルや主要顧客に対する直接的な通報を通じて価格引上を公表することに合意し、ある被審人がこのようにして価格引上を公表すれば、他の被審人らはこれに沿って価格引き上げを実行した。

(2) 処理結果

公正取引委員会は、2003年4月にこれらビタミン製造業者に対して韓国公正取引法を適用し、是正措置と共に課徴金39億1600万ウォン（異議申請後34億3,300万ウォン）を賦課した¹⁸⁻¹⁹。6つの外国事業者の中で唯一ドイツのBASFが異議申請をし、課徴金の減額を受けた（14億5,000万ウォンから9億6,700万ウォンに減額）。スイスのRoche社は、異議申請なしにソウル高等法院に提訴したが、2004年11月公正取引委員会が勝訴し、その後Roche社は大法院に上告したが放棄された。

Marketing Level）は、各地域支配人（Regional Management）と各地域に対する販売責任者（Heads of Marketing）らで構成され、個別需要者に対する販売価格策定に関する論議、各地域別Budget対比販売実績監視（必要な場合は調整も）、彼らの地域内の関連市場状況把握、上位層で合意された価格引上を実行する役割を担当しており、毎分ごとに開催された。一方、アジア地域販売担当責任者級会合（Regional Product Marketing Level）も、定期的に開催された。

¹⁸ 公正取引委員会、全員会議決議第2003-098号（2003年4月29日）。

¹⁹ このカルテルと関連して、米国家務部、カナダ法務部、EU執行委員会及びオーストラリア消費者競争委員会は、関連企業たちのカルテル事実を認定し、各罰金を賦課した。

ハ。コピー用紙国際カルテル事件²⁰

(1) 事実関係

コピー用紙を製造・販売する Indah Kiat Pulp & Paper (インドネシア)、UPM-Kymmene Paper (中国)、Advance Paper (タイ)、APRIL Fine Paper (シンガポール) など東南アジアにおける4つの製紙業者らは、2001年2月から2004年2月までの3年間に韓国市場を対象とするコピー用紙の輸出価格に関する談合を行った。

これら4つの事業者は、シンガポール、バンコク、香港など東南アジア主要都市で AAA meeting という会合を通じて、韓国を含むアジア地域各国に対するコピー用紙の輸出基準価格を2004年2月までに合意し、また直接会合が難しい場合は電話会議を行い、参加できなかった者に対しては電話で会議結果を知らせていた。これら4社は、AAA meeting でいわゆる「目標価格(Target Price)」という輸出基準価格をアジアの各国別に設定をし、韓国は市場規模が大きく関税障壁が段階的に引き下げられていたため輸入が容易であっただけに、特に重要な談合対象市場とみなされた。輸出価格の引き上げが主要な目的であったが、韓国市場に浸透するため、戦略的に現地製造業者よりも低い価格水準を維持したのである。目標価格の合意に至る前に、各社はパルプ価格の動向予想、各社の販売・在庫・注文量、現行価格などの非公開情報を相互に交換し、価格引上をするか否かを判断する論議を交わしてきた。一方、目標価格を設定した後に、4社は各国に所在する現地営業組織を通じて競争相手の動向を把握し、次期会議で合意事項を遵守するか否かを検討したのである。

(2) 処理結果

公正取引委員会は、2008年12月17日に全員会議を開催し、少なくとも2001年2月から2004年2月までの3年間に韓国市場を対象にコピー用紙の輸出価格の談合を行った4つ東南アジアの製紙業者らに対して、是正命令と課徴金39億8,800万ウォンを賦課することを議決した。上述したグラフィイト電極カルテル(2002年)及びビタミンカルテル(2003年)事件の場合、米国・EC競争当局が摘発し、公開した裁判結果資料を活用して処理した

²⁰ 公正取引委員会、全員会議決議第2009-047号(2009年1月30日)。

のに比べて、コピー用紙カルテル事件は、自発的な違反行為の申告者の協力を背景に、オーストラリア競争当局との緊密な協力の下で韓国の公正取引委員会が自主的な調査・分析などを経て処理した最初の事件という意義がある。

現在、被審人らは抗訴し現在ソウル高等法院にて保留中であり、2009年12月中には判決が下される予定である。抗訴審では、グラフィイト電極事件やビタミン事件とは違い、域外適用に関するある程度の法整備が成り立った以後の事件であるため、管轄権や文書送達問題よりは事実関係の立証とそれに関連する証拠などに焦点が当てられている。

ニ。マリーンホース国際カルテル事件

(1) 事実関係

原油や石油製品を油槽船と備蓄施設との間を運搬するために使用するマリーンホース(marine hose)を製造・販売するブリジストン(日本)、横浜ゴム(日本)、Dunlop Oil & Marine(英国)、Trelleborg Industrie(フランス)、Parker ITR(イタリア)、Manuli Rubber Industries(イタリア)など6つの事業者が、1999年1月から2006年6月まで7年間に「マリーンホースクラブ」を結成し、バンコク、ロンドン、マイアミなど世界各地で談合の会合を開き、具体的にカルテル運営規則を制定し専門コンサルタント(いわゆる「コーディネーター」)も選任し、高度かつ体系化されたカルテルを運営してきた。

これらの事業者は、カルテル運営規則(いわゆる「バンコク合意事項」)によってクラブメンバーたちが全世界の顧客からマリーンホース購買入札に関する問い合わせを受ければ直ちにコーディネーターに知らせ、コーディネーターは各入札件別に落札予定者(いわゆる「チャンピオン」)と付添い人が提出する偽装入札価格を決定し、事業者に知らせていた。コーディネーターがチャンピオンを決定する時には、当該時点の事業者別の市場占有率を一番重要な点として考慮し、メンバーが当該顧客の選好度、既存の取引関係などを理由に縁故を主張すればそれも参考にした。クラブメンバーたちがチャンピオンの選定結果を無視し低入札価格で応札して落札を受けるなど規則違反行為を行った場合は、コーディネーターが次の入札件で違反行為を行った事業者に不利益を与えるなど、罰則まで運営してき

たのである。コーディネーターはモニタリングのために、メンバーたちの受注実績について毎月報告を受けその結果を集計した報告書（いわゆる「マーケットシェアレポート」）を作成し、各事業者に送付していた。

彼らは、談合期間中、韓国で合計30件の入札においてブリジストン14件、横浜ゴム14件、Dunlop2件などの落札を受け、その他の3社は一部入札において入札参加者として参与していた。

（2） 処理結果

公正取引委員会は、2006年12月18日横浜ゴムの自発的申告によって予備調査を開始し、2007年5月2日に各国競争当局が共助して現場調査を実施した。公正取引委員会は、外国の現場調査の直後に本調査を開始し、2009年5月13日マリーンホースの入札談合に関与した4つの事業者に是正命令と課徴金5億5,700万ウォンを賦課し、自発的申告をした横浜ゴムに対しては、課徴金を免除した。また、Manuli(イタリア)は、国内における入札参加の事例がなかったため課徴金賦課対象として除外された。被審人らが異議申請やソウル高等法院に控訴しなかったため事件は終了した。

2. 主要争点

イ. 管轄権の存在の有無

上述のグラフィイト電極事件（2002.4）とビタミン事件（2003.4）の場合、域外適用に関する明示的な規定がないと言う当時の状態で、韓国公正取引委員会の競争法の域外適用は正当化されるかが問題となった。

被審人側は、韓国公正取引法上域外適用に対する明示的な規定がない状態で域外適用をすることは不合法であり、(立法)管轄権が存在しないと主張した。その理由として、①ドイツの競争制限禁止法(GWB)のような、外国人が外国で行った違反行為に対しても適用するという明文規定を置いていないこと、②上述行為によって韓国市場に、直接的かつ重大な影響を及ぼしたことが具体的・実証的に立証されない以上、政策的な目的によって外国事業者に対し公正取引法を直ちに適用できないこと、③国際法の管轄原則と立法者の意図などに照らして見たとき、外国法人によって外国で行われた行為に対し韓国の公正取引法を適用して審判する裁判管轄権は

存在しないという理由であった。

これに対して韓国の高等法院と大法院は「外国事業者間の合意が外国で成立しても、同合意の実行が韓国で行われるか、もしくは韓国市場に影響を及ぼす場合、被審人らには韓国法が適用される」と述べ、域外適用管轄権に関するいわゆる実行地理論ないし効果理論の立場を受け入れた。その根拠として、①公正取引法に、外国事業者の外国での行為に対してもこの法が適用されるか否かに関して明示的な規定はないが、国内事業者に限るもしくは国内での行為に限るという解釈だけに限定する規定はないこと、②国民経済の均衡な発展という公正取引法の目的を達成するためには、国内での取引関係だけでなく輸出入などといった国際取引においても公正かつ自由な競争を促進する必要があること、③もし行為が行われた場所にだけ依存して公正取引法を適用しなければならないのであれば、事業者らとその行為の場所を外国に移すことによって公正取引法の各種規制を容易に回避できるようになるというものであった。

しかし、2004年12月に公正取引法の第11回改正で域外適用の法的根拠が用意された以後、(立法)管轄権の問題に関してはそれ以降議論されていない。

ロ. 文書送達の適法性の有無

グラフィイト電極事件とビタミン事件の場合、韓国の公正取引法²¹第55条の2では、公正取引法違反事件の処理手続などに関して、必要な事項を公正取引委員会が定めて告示するという規定があり、当時の公正取引委員会の「会議運営及び事件手続きなどに関する規則²²」の第3条第2項によれば、行政手続法の文書送達規定（第14条から第16条）を準用するよう規定があった。当時、行政手続法²³第14条によれば、送達は郵便・交付などの方法によるが送達を受ける者の住所・居所・営業所または事務所（以下「住所等」）とし（第1項）、迅速を要すると認定された場合は、電信・ファックスまたは電話による方法でも送達できると定められている（第2項）。

²¹ 2002年12月30日、法律第6839号に改正される前のものである。

²² 公正取引委員会告示、第2001-8号。

²³ 2002年12月30日、乗率第6839号に改正される前のものである。

また、送達を受ける者の住所等を通常の方法で確認できない場合または送達が不可能な場合、送達を受ける者が分かりやすいように掲示板・官報・公報または日刊新聞などに公告するよう定められている（第4項）。その他に、行政手続法第16条第2項は、外国に居住または滞留する者に対する期間及び期限は、行政庁がその郵便や通信に所要する日数を勘案して決めなければならないと規定している。

これを根拠に、公正取引委員会は審査報告書に対する意見要求と審判開始を知らせる内容の英文通知書及び韓国語の審査報告書（英文で翻訳して送付はしなかったが）を外国の本社住所宛てに登記郵便として発送すると同時に、果川（ガチョン）にある政府庁舎の掲示板と被告のインターネット英文ホームページに掲示し、また審決後は議決要旨を英文に翻訳したものと韓国語の議決書も同じ方法で郵送し掲示した。これは、行政手続法上の送達規定が、外国に送達する時にも適用されうという判断によるもので、原則的に郵便による送達方法を採択しているが、同送達が適法でないとして判断された場合を想定し、行政手続法第14条第4項の規定を拡大解釈して、公示送達も並行したのである。すなわち、もし郵便方法による送達が不適法だとすると、他の送達方法がないので送達不可能の事由に該当すると考えたのである。一方、外国政府に文書の送達を嘱託する方法も考慮されたが、行政手続と関連した国内法に送達の嘱託を規定する事例がなく、また外国政府と文書送達に関連する二国間・多数国間の条約締結の事実もないため実施されなかった²⁴。

これに対して被審人は、(当時)公正取引委員会が根拠にした送達関連規定は、外国事業者に対する送達規定ではないため公正取引委員会の送達は適法でないだけでなく、行政庁の権限ある文書の送達に対しては被審人が所属している国（日本）と韓国の間公正取引法違反事件に関連する条約や協約が締結されたことがなく、公正取引委員会の関連書類の送達は、裁判手続に準ずる「国際民事司法共助法」や「民事及び商事事件に関する裁判及び裁判書類の外国送達に関するハーグ協約（Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Mat-

²⁴ 当時公正取引委員会は、基本的にEU執行委員会が採択した文書送達における実用主義的立場を用いており、ドイツ競争制限防止法状の送達規程も参考にしていた。

ters)²⁵」に沿った手続きによって送達しなければならないところを違反しており、送達は不適法である主張した。

一方、韓国的高等法院と大法院は、公正取引法上、外国事業者に対する送達手続規定はないが、行政手続法を準用して送達したことは有効であるという見解を述べた。しかし、これを有効と見る根拠は異なっている。すなわち、高等法院はグラフィイト電極事件における郵便による送達は、大韓民国の主権が及ぶ領域の中で実施する場合に限って有効であるため、外国事業者によって郵便によって送達したことは不適法であるが²⁶、この事件は旧行政手続法第14条第4項の定める「送達が不可能な場合（第2号）」として行われた公示送達であれば、適法であるという見解を述べた²⁷。

²⁵ 公正取引事件が同送達協約の民事または商事の範囲に含まれるかに関して議論の余地はあるが、韓国では含まれないという見解が多数である。石光鉉「ハーグ送達協約への加入に関連した問題点」『国際私法と国際訴訟』第2巻（2001）、287頁以降参考。

²⁶ すなわち、①外国事業者に不作為及び金銭支給義務を賦課し、不履行時刑罰や強制処分が伴う議決書の通知のような一方的な通知は、外国の主権を侵害もしくは国際礼譲に反するという点、②韓国の送達協約（第10条a号）が定めた郵便による送達を許可せず、国際民事私法共助法でもこれを許容しないという点、③日本も、上の書類を書留郵便で直接通知することを許容すると認定する資料がないという点などを考慮してみると、たとえ公正取引に関する事件が民事裁判事務でなくても、それに関する書類を上のように郵便という方法によって送達することは、大韓民国の主権が及ぶ領域中で実施する場合に限って有効であるという解釈が適当であり、外国に所在する外国人に対する場合にも一般的に許容されるといえないため、被告が書留郵便によって原告に伝達した上の各通知はその効力を認定することは難しい。

²⁷ ただ、被告としては原告と一緒に国内に拠点がない外国事業者に対する調査手続きを行い、処分をする必要があるということを否定することはできず、このような場合上述のように司法共助を通じて送達することが望ましいとするべきか、その必要な条約や国際慣行または国内法令も存在しない以上、被告が大韓民国の領事や外国の競争当局または法院を通じて議決などを送達する方法はなく、行政節次法第14条4項2号に規定された「送達が不可能な場合」に該当するという点により、被告としては仕方なく上の規定による公示送達の方法を取るしかない。しかし、被告が原告に各通知を書留郵便以外で公示送達の方法により実施した事実は上述のようであり、書留郵便による通知の欠点はこれで補えると見るのが適当であり、

これに対して大法院は、旧公正取引法第55条の2及びこの法に依拠した公正取引委員会「会議運営及び事件手続きなどに関する規則」第3条2項によって準用される旧行政手続法第14条1項は、文書の送達方法の一つで郵便送達を規定しており、行政手続法第16条2項は、外国に居住または滞留する者に対する期間及び期限は、行政庁がその郵便や通信に所要になる日数を勘案して決めなければならないと規定している点などを鑑みて、被告は国内に住所・居所・営業所または事務所がない外国事業者に対しても郵便送達の方法で文書を送達できると考え、郵便による送達それ自体は適法とみなした。大法院は、原審ではこれとは異なり、国内に住所などが無い外国事業者に対しては、行政手続法第14条1項の郵便送達ができなく、また他に送達する方法がなく同条4項2号所定「送達が不可能な場合」に当たるとして、公示送達の方法を取るしかないと述べたのは間違っているとした。

3. 韓国語の書類送達の違法性の有無

ビタミンカルテル事件で被審人らが提起したもう一つの争点が韓国語の書類（審査報告書、議決書）送達の違法性の問題であり、これは被審人の防御権行使を困難にし、適法な送達ではないと主張した。

すなわち、公正取引委員会は、調査結果を通知する際に表紙だけ英文で作成し送達し、調査結果に対する具体的な内容を含む審査報告書は翻訳文ではなく韓国語（国文）で作成して送達し、この事件を処分するときも議決書全文を翻訳することなしに、通知文と議決の要旨のみを採録した一部分を英文で作成・送達し、課徴金納付告知書も韓国語で作成して送達したところ、公正取引法で調査結果及び処分などを送達する趣旨は、処分の相手方にとって処分の内容と理由を把握し防御権の行使をするためであり、

したがって被告がこの事件通知手続きにおいて、この事件の是正命令及び課徴金賦課処分を無効にするか、取消事由に用いることができる欠点があるとみなすことはできないとした。また、書類が原告に実際に伝達され、原告が国内の代理人を選任し、その人が会議に出席して意見を陳述し、意見に対して期間内に異議を申請してそれに対する裁決を受けるなど防御権を行使するのに何の支障もなかった。

被告の内部規定である「外国事業者の公正取引法における違反行為に対する調査及び処理指針」でも審査手続開始の通知・決定または議決の通知は、英語または外国事業者の本国言語を使用して送達するよう規定しているため、被告が事件処分と関連して英語または原告の本国言語に翻訳することなしに調査結果・議決などを通知することによって、この事件の処分は、原告の防御権行使の機会を明確に侵害することであると主張した。

これに対して高等法院は²⁸、「外国事業者の公正取引法における違反行為に対する調査及び処理指針」の解釈上、審査報告書や議決書を英語や本国言語に翻訳して送付しなければならない必要はなく、どんな内容の議決があったのかを英語または外国事業者の本国言語で作成・伝達すれば充分であり、原告は国内代理人を選んで、その人が会議に出席し意見を陳述する以上原告の防御権行使の機会が侵害されたというのは難しいと判断した²⁹。

²⁸ 大法院に上告放棄。

²⁹ (1)外国事業者に対する調査・処理の一貫性及び統一性を維持するための被告の内部規定である「外国事業者の公正取引法における違反行為に対する調査及び処理指針」には、国内営業拠点が無い外国事業者に対する文書の伝達方法で「審査手続き開始の通知、決定または議決の通知などは英語または外国事業者の本国言語を使用して、その外国事業者の住所、居所またはその事務所に書留郵便またはファックス、電信などで伝達する」と規定（IV. 1 参照）されているが、上記処理指針に依拠していても審査報告書を英語や本国言語で翻訳して送付しなければならないというわけではなく、ただ公正取引法第49条3項によるとその調査結果を通知するよう規定されているだけであり、上記処理指針で「議決の通知を英語または外国事業者の本国言語を使用して伝達する」が意味するところは、どのような内容の議決があったのかを英語または外国事業者の本国言語で作成して伝達するという意味であり、必ずしも議決書全文を翻訳して送付しなければならないという意味とみなすことはできない。(2)したがって、被告が原告などの不当な共同行為に対して、調査した後全員会議に上程し原告に審査報告書に対する意見要求と上記会議開催を知らせる内容の英文で作成した通知書と韓国語で作成された審査報告書を、原告に書留郵便で発送し、議決の要旨を抜粋し英文で翻訳した要旨書に議決書の正本を添付し原告に送達したことは、公正取引法の規定や内部指針に反しているといえなだけでなく、原告は国内代理人を選び同人は上記会議に出席して意見を陳述したことは上記で認定された通りであり、原告としては上のように韓国語で書かれた審査報告書や議決書定本が英語または本国言語で翻訳されていない状態で送達され

IV. 国際的企業結合の域外適用

1. 序説

1990年台中盤以後、世界経済の開放化、グローバル化に伴う世界市場の急速な統合で企業の競争の舞台が世界市場 (international market) に拡大したことにより国際的な企業結合 (transnational merger) も増加している。このような国際的規模の企業結合の特徴の一つは、“Mega-fusion” または “Mega-merger” と呼ばれる関連市場で高い市場占有率を持った巨大企業間の企業結合が増大しているという点だ。したがって、各国の競争当局は、外国事業者間の国境を越えた結合に対して、自国の市場に影響を及ぼすおそれがある場合には、事前または事後に申告するように要求することで、競争法の域外適用を企業結合分野にまで拡大している。これによって、企業結合をしようとする当事者は、その国籍とその資産の所在有無を隠さず、企業結合申告対象になる場合、各国競争当局に重複的に申告し承認を受けなければならないし、これを違反した場合には罰金などが賦課される。

韓国の場合も、現代自動車の起亜自動車の合併買収や、現代電子の LG 半導体の合併買収に対して米国・EU 競争当局に事前申告した事がある。他にも、三星電子と米国コンピューター関連事業者である AST Research 社との合併買収に関しては、事前承認申請を遅滞したという理由で EU 競争当局から 33,000 ECU (約 3,200 万ウォン) の罰金賦課を受けた事がある。

2. 関連規定

1. 申告対象事業者

韓国公正取引法では、資産総額または売上額の規模が 2,000 億ウォン以上の事業者³⁰が、資産総額または売上額の規模が 200 億ウォン以上である事

たことによりその内容が分からなく、防御権を行使できなかつたとみなすこともできなく、原告の防御権行使の機会が侵害されたと見ることも難しい。

³⁰ 役員兼任による企業結合の場合には、その規模が 2 兆ウォン以上である大規模事

業者と結合する場合、公正取引委員会に申告するよう定めている (同法第 12 条 1 項、施行令第 18 条 1 項、2 項)。事後申告が原則であるが、資産または売上額の規模が 2 兆ウォン以上である大規模事業者の場合には、事前申告が原則である。企業結合の当事業者の資産総額または売上額規模が上記の要件に満たさない場合は、申告義務が免除される。

本来この規定は、国内事業者間の結合を対象にしていたが、国内市場の競争と消費者利益を保護するために 2003 年 7 月から外国事業者の企業結合に対しても申告義務を賦課している。ここでいう外国事業者というのは、外国に主たる事務所を置いているか、または外国の法律によって設立した事業者のことを指す。ただ、企業結合の当事業者がすべて外国事業者や、企業結合申告対象事業者が国内事業者で相手事業者が外国事業者の場合には、各上述の資産総額または売上額要件を満たすと同時に、外国事業者の「国内売上額」が 200 億ウォン以上の場合にだけ申告対象となる (施行令第 18 条 3 項)。施行令第 18 条 3 項が規定する外国事業者の国内売上額基準は、新たに設立される事業者が外国事業者の場合にだけ適用されるが、事業者設立時の結合当事者がすべて外国事業者やもしくは片方が外国事業者でも、新たに設立される事業者が国内事業者の場合は、施行令第 18 条 3 項を適用しない (企業結合申告要領 III. 5)。国内売上額とは、外国事業者の大韓民国に対する売上額を意味し、その規模は、企業結合当業者それぞれの企業結合の日前から企業結合日の後まで系列事業者の地位を維持している事業者の国内売上額の合算した規模を言う。ただ、同法第 7 条 (企業結合の制限) 1 項 4 号による営業譲受の場合、譲渡事業者の国内売上額には系列事業者の国内売上額を含まない (企業結合申告要領 IV. 1)。外国事業者の財務諸表をウォンで換算する場合、資産総額は当該企業結合日が属する事業年度の直前事業年度の終了日現在の変換率を、売上額 (国内売上額も同一) は直前事業年度の平均変換率を適用する (企業結合申告要領 IV. 4)。

2. 申告対象行為

企業結合の申告対象になる行為は、①被結合事業者が非上場法人の場合業者に限る。

には、無議決権株式を除外した発行株式総数の20%以上、株券上場法人の場合にはその15%以上を所有するようになる場合(第1号)³¹、②他の事業者の発行株式を第1号による比率以上に所有した者が株式を追加取得して最多出資者になる場合(第2号)³²、③資産総額または売上額の規模が2兆ウォン以上の大規模事業者の役員または従業員が系列事業者ではない他の事業者の役員を兼任する場合(第3号)、④合併営業譲受(第4号)、⑤新しい事業者の設立に参加して、その事業者の最多出資者になる場合(第5号)³³である。株式の所有または引受の比率を算定することににおいては、当該事業者の特殊関係人が所有する株式を合算する(法第12条第5項)。

〈企業結合申告対象行為〉

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---|
| 株式所有 | 他の事業者の無議決権株式を除外した発行株式総数の20% (非上場法人) または15% (株券上場法人) 以上を所有する場合 |
| 最多出資者 | 既存持ち分率 (非上場法人20%、株券上場法人15%) を超え最多出資者になる場合 |
| 役員兼任 | 大規模事業者の役員、従業員が違う事業者の役員を兼任する場合 |
| 合併・営業譲受 | 企業が違くと企業合併または営業の譲受する場合 |
| 企業設立・参与 | 新しい企業設立に参加する最多出資者になる場合 |

³¹ 「100分の20 (上場法人の場合には100分の15) 以上を所有するようになる場合」ということは、それ未満の所有状態からこれ以上の所有状態になる場合をいう(令第18条5項)。

³² 「最多出資者になる場合」というのは、最多出資者ではない状態から最多出資者になる場合をいう(令第18条6項)。このように、最多出資者になる場合、再申告を義務化したことは1次申告時に意図的に2大株主になるように持分を調整・申告し、一応企業結合審査を通過した後、支配持分を追加取得して事実上何らかの規制なく企業結合の目的を達成しようとする脱法行為を防止するためである。

³³ したがって、新規事業者設立に参加する2個以上の事業者が、それぞれ発行株式総数の20%以上の持分を取得しても、その中で最多出資者だけ申告義務を負担するようになる。これは1件の企業結合でも、別個の申告義務を賦課する場合企業負担が増加することを防止するためである。

3. 運営実態

外国事業者間の企業結合は、2003年7月から申告を受け競争制限性の有無を審査しており、毎年審査件数が増加傾向にあったが、2008年には世界金融危機の余波で減少傾向にある。しかし、2009年上半期では、外国事業者間の結合件数は14件、73兆2,000億ウォンで去年上・下半期よりそれぞれ23.6%、18%増加した。特に、65兆ウォンに達するBOA(Bank of America)のMerrill Lynch 合併買収は、総結合金額の88.8%に達し、結合金額上昇を導いた。外国事業者間の企業結合は、大部分が超大型(Mega-merger)で、1件当たり平均結合金額が2兆5,000億ウォンで、国内企業関連の平均結合金額(510億ウォン)と対比すると50倍にもなる。いまだに国内市場の競争を阻害し、消費者の利益を侵害する企業結合として認定された事例はなく、制度施行の初期申告期限を超過して申告した企業に対して過怠金の賦課処分が下されたケースはある。

〈申告され外国事業者間の企業結合〉

| 年度 | 審査件数 | 件あたり平均結合金額 (億ウォン) | 合計結合金額 (兆ウォン) |
|-------------|------|-------------------|---------------|
| 2003年7月-12月 | 13 | 14682 | 19.1 |
| 2004年 | 58 | 29531 | 168.3 |
| 2005年 | 72 | 22756 | 163.8 |
| 2006年 | 113 | 21444 | 231.6 |
| 2007年 | 115 | 22882 | 263.1 |
| 2008年 | 48 | 25256 | 121.2 |
| 2009年1月-6月 | 14 | 22299 | 73.2 |

*2008年7月1日からの企業結合申告基準 (申告事業者資産・売上額 1,000億ウォン → 2,000億ウォン、相手事業者売上額基準 100億ウォン → 200億ウォン) 調整。

＜大型企業結合申告事例＞

| 年度 | 結合形態 | 申告対象事業者 | 相手事業者 | 結合金額 (兆ウォン) |
|-----------------|------|---|---------------------------------------|----------------|
| 2005 | 株式取得 | Proctor & Gamble (米国) | Gillette Co (米国) | 57.3 |
| | 合併 | Mitsubishi Tokyo Financial Group (日本) | UFJ Holdings (日本) | 13.1 |
| 2006 | 株式取得 | Phelps Dodge Corporation (米国) | Inco Limited (カナダ) | 52.8 |
| | 株式取得 | Mittal Steel Company N.V. (オランダ) | Arcelor S.A. (ルクセンブルグ) | 32.4 |
| | 株式取得 | Linde AG (ドイツ) | BOC Group (英国) | 14.9 |
| 2007 | 株式取得 | Rio Tinto Canada Holding Inc (カナダ) | Alcan Inc (カナダ) | 36.2 |
| | 株式取得 | New Omaha Holdings L.P. (英国) | First Date Corporation (英国) | 26.5 |
| | 株式取得 | Freeport-Mcmoran Copper & Gold Inc (米国) | Phelps Dodge Corporation (米国) | 24.3 |
| 2008 | 株式取得 | Tech Cominco Ltd. (米国) | Fording Canadian Coal Trust (カナダ) | 17.1 |
| | 株式取得 | Akzo Novel N.V. (オランダ) | Imperial Chemical Industries PLC (英国) | 14.4 |
| 2009 1月 - 6月 | 株式取得 | Bank of America (米国) | Merrill Lynch (米国) | 65.0 |

V. 域外適用の今後の課題

競争法の域外適用は、今日、世界の競争法執行を主導している米国と EU を中心に、長年の判例と法理的土台を構築してきたことによって単純な国際慣行 (international practice) という次元を超えて国際慣習法 (international common law) として定着してきている³⁴。

競争法の先進国ともいえる日本も、近年、域外適用に対して積極的な立場に転換しており、2008年8月から施行された反独占法に域外適用に関する

³⁴ 沈永燮、「競争法の域外適用の世界的拡散とその含意」『産業研究院』(2007年11月) 38頁。

る明文規定(第2条)を置く中国も追いつてくることが想定され、競争法の域外適用はもうこれ以上逆行できない世界的な大勢として定着している。韓国の場合も、上述したように過去の競争法における域外適用を取り巻く議論は存在したが、2002年4月から2009年5月まで4回にもわたる国際カルテル事件の審決と判例を通じて、競争法の域外適用を確立し、2004年12月に改正された公正取引法では競争法の域外適用を立法化することで、外国事業者の立法管轄権に関する争いの余地を除き、また行政手続法の準用と代理人指定制度導入などを通じて外国事業者に対する書類送達の制度的弱点も補完した。

しかし、今日、このように世界各国の競争法の域外適用が自国市場の競争秩序と消費者を保護しようとするところから出発しているのにも関わらず、まだ法理的限界を完全に克服したと見るのは難しく、国際的に統一された規範や基準なしに各国ごとに相異なる根拠と基準、手続きにより進んでおり、多少混乱をきたす側面もある。例えば、国際的企業結合の域外適用と関連して、韓国の場合、国内市場での競争が実質的に制限すると考えられるため域外適用が認められた事例はまだなく、各国の企業結合の手続きと実体法上の原則が互いに異なることから競争当局間の重複的な審査が行われ、結合当事者の立場からしてみれば取引費用増加の要因になるだけでなく、各国間の競争当局による企業結合に対する競争制限性の判断が異なるため³⁵、法的不安定性を招きかねなく、また国際的紛争を誘発させるおそれもある³⁶。

また、韓国を含めて多くの国で、域外適用のための手続法の整備が行われているが、これはあくまでも国内での手続的効力を持つことに過ぎず、

³⁵ 例えば、Boeing の McDonnell-Douglas 合併計画に対して、米国の FTC は許容する立場を見せる反面、EU 競争当局は当該企業結合が反競争的效果を及ぼすとし、Boeing の排他的契約慣行の変化を当該企業結合を承認する条件で要求したのである。また、米国間企業結合事件である General Electric/Honeywell 事件でも、米国法務部は条件付き合併を許容する事にしたが、EU 競争当局は合併を許容しないと最終的に決定した。

³⁶ 朴政九、「国際的 M&A の動向と競争法の域外適用」『翰林法學 FORUM』第17巻(2006) 35-6頁。

公正取引事件と関連してどんな条約や協約も締結されていない状態で、外国に所在する外国事業者に相手国の同意なしに是正命令や課徴金賦課を内容とする処分が書かれた文書を送達することが法理論的な根拠として充分なのか、国際法上正当化することができるかということに対しては、相変らず疑問の余地が残っている。また、たとえこのような方法での文書送達が正当化されるといっても域外適用の対象となる反競争的行為が外国の主権が及ぶ領域で発生し、競争当局は自国と同じ高権的行為を外国で行えない以上、証拠収集や調査、課徴金納付のような執行の問題は、相手国の協助と譲歩なしでは克服しにくいと考える。実は、今までの域外適用で被審人（または被告）である外国事業者に対する文書送達やその違反行為に対する課徴金や罰金の納付はまだ行われていないが、これは法的に正当性の根拠を持って行われるよりは、相手国の市場で供給者として市場を確保しなければならない現実的な必要性和競争当局の報復を考慮し、半自発的である協助に起因する側面が強いと思われる³⁷。

今日の開放経済体制下で、企業活動が国境を越えて行われており、各国家間の経済活動が徐々に相互依存的に変化している時代的狀況で、競争法の域外適用が本来の機能を維持するためには、伝統的である国際法上の国家間主権の排他的性格をある程度緩和し、その妥協点を見出すしかないという状況認識が要求されており、国際的礼讓を土台に、競争法執行と関連して多数国間または二国間協力協定の締結を通じて、各国間の協助を持続的に拡大して行かなければならないと考える。

³⁷ チェ・スンピル、「競争法の域外適用に対する法的検討」『外法論集』第33巻1号（2009年2月）225頁。